資料１

総 務 省

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における特別支援区域等の加入光ファイバ接続料について

（これまでの経緯及び検討事項）

令和８年11月27日
事務局

これまでの経緯及び検討事項

○　人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的状況により、ブロードバンド基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和4年の電気通信事業法の改正により、**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度（BBユニバ制度）に係る交付金制度（第二種交付金制度）が創設され、令和5年6月から施行**されている。

○　第二種交付金等の具体的な算定方法等について、**「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和6年3月28日）では、**現行の第一種指定電気通信設備制度との関係では、**特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち未利用芯線等のコスト等について、**当該コストが加入光ファイバの全国均一接続料原価に算入されることで原価を上昇させる要因になるとともに、第一種指定電気通信設備に接続する電気通信事業者が、実質的に当該コストの負担者となり得ることも踏まえ、**当該コストを第二種交付金算定におけるコスト算定の対象にすることが適当と整理したうえで、次のとおり検討事項が示されている。**

- 「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、今回の交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討することが適当。
- 第二種交付金制度の運用を開始した後における第一種指定電気通信設備（加入光ファイバ等）の接続料の算定方法については、第二種交付金の具体的な算定方法や、同交付金で補填されないコストの規模感等を踏まえつつ、ワーキンググループの検討過程で提案された支援区域において別の接続料（加算料）を設定する要否も含め、総務省において検討を継続することが適当。
- その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要。

【検討事項】

①　令和7年12月、NTT東日本・西日本に対して令和８年度の第二種交付金額が認可され、特別支援区域の公設・未整備地域に関して第二種交付金の交付が開始されることから、上記の検討事項について、**今回の交付金と従前の接続料との間で二重にコストを回収することにならないか確認を行い、二重回収のおそれが認められる場合には必要な措置を検討する**。

②　その上で、**当該措置を踏まえ**、接続事業者の需要に対応するコストなど**第二種交付金では補填されないコストを含めた特別支援区域のコストの扱いについて、加入光ファイバ接続料の算定方法を検討する**。その際、関係事業者への影響についても考慮する。